

クリーニング所を開設される皆さんへ

■書類を提出する前に・・・

※クリーニング所については、下記の法令による規制対象となりますので、事前に下記の担当部署に相談してください！

関係法令	内容	担当部署	連絡先
建築基準法	クリーニング所を建てられる地域が限定されていますので、事前に相談してください。	郡山市 開発建築法務課	924-2371
農地法	クリーニング所を農地に建てる場合は、農地転用等の手続きが必要になりますので、事前に相談してください。	郡山市 農業委員会事務局	924-2481
農業振興地域の整備に関する法律		郡山市 農業政策課	924-2201
水質汚濁防止法	特定施設に該当し届出が必要です。事前に相談してください。	郡山市 環境保全センター	923-3400
下水道法	洗濯排水を下水道や合併浄化槽に排出する場合は届出が必要です。事前に相談してください。	郡山市営業課	932-7666
廃棄物処理法	石油系溶剤を使用する場合は、廃棄物処理において『特別管理産業廃棄物管理責任者』の設置が必要です。事前に相談してください。	郡山市 ごみ減量推進課	924-2181
消防法	石油系溶剤を使用する場合は、溶剤の保管や保管場所等の規制がありますので、事前に相談してください。	郡山消防署	923-8172

■必要書類

書類の提出期限は、
オープン 1 週間前です！

●：必ず提出が必要な書類 ○：該当する場合、提出が必要な書類

種類	内容	提出時 チェック欄
●クリーニング所 構造設備検査確認申請書	・第 1 号様式 ・検査手数料【16,000 円（現金）】	
●クリーニング所開設届	・第 3 号様式	
●平面図	・構造設備の概要を明示したもの (洗い場・仕上げ場・整理場・取次所等の区分、面積算定に使用した寸法、換気扇の位置、機械器具等の配置等)	
●クリーニング師免許証	・原本及び写し（原本確認実施） ※現在の姓と免許証等記載の姓が異なる場合は、戸籍抄本添付 ※クリーニング師を設置しない取次所は必要ありません。	
○登記事項証明書	＜開設者が法人の場合＞ ・発行後 6 ヶ月以内のもの 添付を省略する場合は、会社法人等番号（商業登記法に基づき、登記簿に記録される 12 桁の番号）を提供してください。	
○クリーニング所一覧	＜開設者がほかにクリーニング所を開設している場合＞ ・台帳番号、施設名称、施設所在地、クリーニング師氏名等を記載したもの（裏面参照）	

⇒裏面もご覧ください

(例) 郡山太郎クリーニング所一覧

No.	台帳 番号	施設名称	施設所在地	クリーニング 師氏名	従業員数	クリーニン グ所種類
1	2532	郡山太郎クリーニング〇〇店	郡山市朝日二丁目●●	郡山太郎	6 人	工場
2	2858	郡山太郎クリーニング△△店	郡山市富久山町▲▲	なし	2 人	取次所

■審査項目

○：必須項目 ○：追加項目（有機溶剤を使用する場合）※取次所については、①、②、④、⑥、⑦、⑪、⑬のみ

審査項目	
① 書類は整っているか？	【取次所】
② クリーニング所以外の居室等は、壁又はドアにより隙間なく区画されているか？	【取次所】
③ 洗い場、仕上場は区分されているか？	
④ 広さは十分か？	【取次所】
⑤ 洗い場の構造は適当か？	
⑥ 換気、採光は適当か？	【取次所】
⑦ 未処理品、仕上品を区分して納める設備は十分か？	【取次所】
⑧ 洗濯物を適正に処理できる業務用設備（洗濯機、脱水機、ボイラー等）を備えているか？	
⑨ 洗濯用薬品の格納設備は十分か？また、薬品を容器に明示してあるか？	
⑩ 消毒を要する洗濯物の専用の容器及び消毒設備は整っているか？	
⑪ 集配容器は未処理品、仕上品を区別できる構造か？	【取次所】
⑫ アイロン、噴霧器、その他仕上用器具は十分かつ適当か？	
⑬ 苦情申出先(名称、所在地、電話番号)の店頭掲示と書面配布は準備されているか？	【取次所】
⑭ 有機溶剤を使用する場合、局所排気装置等の換気設備を適切に設置しているか？ （溶剤蒸気回収装置等の有無）	
⑮ 有機溶剤を使用する場合、ドライクリーニング機の排液の処理は適当か？ （排液処理装置の有無）	
⑯ 有機溶剤を使用する場合、ドライクリーニング機のスラッジ、廃油、使用済フィルター等の処理 は適当か？また、保管の際、ふた付きの容器等に密閉して保管しているか？	
⑰ 有機溶剤を使用する場合、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置は適当か？	
⑱ 有機溶剤を使用する場合、染み抜きの際の部分換気装置は適当か？	

■その他

- クリーニングなどの生活衛生関係営業を営む皆さんは、生活衛生同業組合に任意で加入
できますので、詳しくは各組合にお問い合わせください。
- 開設者(個人又は法人)の氏名、営業施設の所在地、電話番号及び検査確認年月日等の情報は、
郡山市情報公開条例に基づく情報開示の対象となります。

お問い合わせ及び相談窓口はこちら

郡山市保健所生活衛生課 環境衛生係

〒963-8024 郡山市朝日二丁目 15-1 TEL 024-924-2157 FAX 024-934-2860

E-mail seikatsueisei@city.koriyama.lg.jp